○配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に関する刑事訴訟法第197条第２項に基づく照会の運用上の留意事項について（通達乙）

（令和６年３月19日　刑企発第149号）

（概要）

表記被害者に関しては、市町村等の機関において、その個人情報の保護のための支援措置が運用されているところであるが、警察が捜査を行うに当たり、支援措置が講じられている被害者について、その個人情報の保護に係る適切な対応が必要であることから、市町村等に対する刑事訴訟法第197条第２項に基づく照会の運用に関する留意事項について定めたもの。